

用語集

No.	名称	説明
1	NPO法人	NPOとは、Non（非）Profit（利益）Organization（団体）の略で、営利を目的としない民間の団体（組織）のこと。特定非営利活動促進法により認定されたNPO法人格を取得すると、法人名で契約や登記が出来るメリットがあるが、法人としての納税義務や活動内容、組織形態などの一定の要件を満たす必要があるなど義務も生じる。 「非営利」とは、利益を得ることを目的としないこと。無償あるいは収益事業を全く行わないという意味ではない。活動資金としての会費や寄付金を集める以外に、社会貢献活動とは別に収益事業を行うこともでき活動に対する対価をもらうことも差し支えない。事業で得た利益を団体の構成員に分配せず、次の社会貢献活動資金に回すのであれば、営利を目的としない団体といえる。
2	外部人材	本指針の中で「外部人材」とは、専門的分野における知見・スキル・ネットワークを活かし、地域課題の解決に向けた地域活動の支援に取り組む地域外の人材。
3	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。本指針における協働とは、多様な主体が互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して宇和島市の課題解決に取り組んでいくこと。
4	企業・団体	本指針の中で「企業・団体」とは、様々な協定や社会貢献活動などを通じ、本市に関わる民間企業・団体。
5	行政	本指針の中で「行政」とは、法令に基づく制度を執行する市長その他の執行機関。
6	クラウドファンディング	（英：crowd funding）とは、プロジェクトのための資金を調達できない個人・団体が、ソーシャルメディアをはじめインターネット上で企画内容と必要な金額を提示し、広く支援を呼びかける手法のこと。
7	コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。 この指針でいう「地域コミュニティ」とは、住みよい地域環境をつくるために、地域住民が日常生活に関わる事業や活動などをお互い連帯感や信頼感を築きながら取り組んでいく、地域社会のこと。
8	市民	本指針の中で「市民」とは、市内に居住する人、市内に通勤し、又は通学する人、市内で事業活動その他を行う人。
9	社会貢献活動	法人または団体、個人による公益或いは公共益に資する活動一般を意味し、はじめから社会に資することを目的として行う直接的な社会貢献と、特定の事業や行為をすることが結果として社会貢献につながる間接的な社会貢献とがある。
10	自治会等の地縁組織	本指針の中で「自治会等の地縁組織」とは、自らの地域を良くするために、地縁に基づき形成された自らの意思と責任において活動する団体・組織。

用語集

No.	名称	説明
11	主体性	自分の意志・判断によって、自ら責任をもって行動する態度のあること。
12	ソーシャルインパクトボンド	(英：Social Impact Bond、SIB) とは、官民連携の仕組みの一つで、行政や民間事業者及び資金提供者等が連携して、社会問題の解決を目指す成果志向の取り組みのこと。
13	多様な主体	本指針の中で「多様な主体」とは、市民、行政、自治会等の地縁組織、NPO・ボランティア団体、企業・団体、外部人材、中間支援組織を示すもの。
14	中間支援組織	本指針の中で「中間支援組織」とは、協働を推進する上で「多様な主体」同士の活動を支援する組織。
15	補完	本指針の中で「補完」とは、各主体が個々で解決できる課題はそれぞれが、各主体が個々で解決できない課題は、地域や行政が協働して行う仕組みを構築し、できるだけ身近なところで課題の解決に取り組むこと。
16	まちづくり	本指針でいう「まちづくり」とは、道路・橋・公園等の街並み整備だけを意味するものではなく、地域の課題である「防災・環境・福祉・文化・スポーツ等」の地域課題に行政と地域住民が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域コミュニティづくりであり、地域を暮らしやすくする様々な活動全般を示すもの。